

# 子育て世代臨時特例給付金

# **©**

# 申請期限は10月1日(水)

問合せ先 福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) ☎ ② 2 2 1 6

臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や、生活保護者等は除く

1人につき1万円

王金や児童扶養手当等の受給者は1万5千

即

佐

介

子育て世帯 臨時特例給付金

児童手当の受給者

子ども1人につき1万円

時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関する

# 詐欺にご注意ください!!

○市区町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金 自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

○市区町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」、「子育て世帯 臨時特例給付金」の支給のために、手数料などの振込を求めるこ とは絶対にありません。

~不審な電話等がありましたら福祉事務所までご連絡ください~

対象者の方に緑色の封筒で申請書等を送付して おりますので、ご確認をお願いします。

申請期限内に申請をされないと給付金を受け取 ることができませんのでご注意ください。

## 申請期限

平成26年10月1日(水)

※郵送申請の場合、当日消印有効

## 申請方法

窓口へ提出する場合

市役所2階 第3委員会室へご提出ください。

## 郵送で提出する場合

きまして となっ 起き、

7 そ 衰

様で

あ

申請書に同封されている返信用封筒で切手を 貼らずに郵送してください。

※返信用封筒の有効期限が平成26年6月30日と なっておりますが、切手を貼らずにご使用い ただけます。

中

心市街

地

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

ダ

であっても寂れてい 下であっても寂れてい 読みました 気のよう がテ も残念で ダ この違いはどこにある つのポ ます。 ます。 ک 商店街のご ーマです。 性化 メな商店街を活性化する ここで いう項 11 イン あり 対策を模索する 曲 派盛す どんな不況下で っますが同 **三要課題** とい 、ます。 る小 お が 逆に好況

売店や

う本を

盂

ていただきたいと 消費者は消費者の 商店関係者は ② 対況の変化に敏感が別の変化に敏感が別の変化に敏感が別している 元気なっ 商店 商店街に共通する特 紹介しな 商店の 街 その中に 0 目線で考え しながら、 45 目 1線で、 まし ます のれ 元  $\mathcal{O}$ か

為に悪

実にす ⑦後継者が を続けるという心意には自分たちが楽し 仕事を続けてい や姿がある 店街に元気を 継者は出てくる。 る していき 0 商 0 与

なくて えている。 れば必ず その しく 街 儲 0 商売 ため かる 現 後 商

の売り上げに関心を持たの集客を考え、各々が関 子の声が響き、をしている 「余計なお世話 の売り上げに関心を持たの集客を考え、各々が国 なくて 子ども 助 が合 \$ 売り 周りへ  $\mathcal{O}$ ち、 声

⑤商店が生き残るには自公ようアレンジしている 自分の商品を今の客に合 オンリ · ワン 商店 が多く、 合う 分  $\mathcal{O}$ 

囲気がある も多く開催し、 が をまとめて いるの で、 としてお ある人 華 1 B - いだ雰 るリ り

店主にやる気の

ることを理解して

# 10月の特定健診は 完全予約制で実施します

予約申込は 9月24日(水) から

申込・問合せ先 市民保健課健康づくり係(窓口⑤) ☎②2217

### 対象者・料金

・40歳以上で国民健康保険加入者

1.000円

· 後期高齢者医療保険加入者

500円

※今年度、既に特定健診を受診された方は対象外となります。 13時から15時までの30分間隔で予約を受け付けます。

持ち物 保険証・料金・尿容器・受診券・質問票

※尿容器、受診券、質問票については5月に対象者へ送付済です。

その他 大腸がん検診、肺がん検診も同時に実施しております。 (この2つの検診は予約不要ですが、問診票が無い方は申込みが必要です。)

日にち	会場
10月15日(水)	市民文化会館
10月16日(木)	市民文化会館
10月17日(金)	道の駅 開国下田みなと
10月18日(土)	道の駅 開国下田みなと

## 特定健診・特定保健指導の流れ



保険者からの案内を受けて、 健康診断を受けます。

健診結果と同時に、一人 ひとりにあった情報が提

供されます。

呆健指導

健診結果により、メタボのリスクが高い と判定された方には保健指導の案内が 届きます。リスクに応じて、専門家か ら個別の指導などを受けます。





保健指導が終わっても健康づ くりを続けていきましょう。

# 毎年受けよう特定健診!!

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、心臓 病などの深刻な病気を引き起こします。そうなると、通院、入院などによ る医療費の支出が増えるばかりではなく、仕事を退職せざるを得なかった 場合、家計に大きく影響するおそれがあります。

また、特定健診を受ける人が少ないと、国からのペナルティとして後期 高齢者医療制度への支援金をより多く負担しなければならなくなり、結果 として国民健康保険税が上がってしまう、ということにもつながります。

特定健診を毎年受診することにより、健康管理の重要な情報が得られる とともに、生活習慣病の発症や重症化を予防できれば、家庭の医療費の支 出が抑えられるだけでなく、国保が負担する医療費も削減できます。

これまで特定健診を受けたことがある人はもちろん、これまで一度も受 けたことがない人も、毎年特定健診を受けて健康生活を目指しませんか。

新しい保険証はクリーム色で9月中旬に郵便でお届けします。 有効期限の過ぎた古い保険証(ウグイス色)は細かく裁断し、 破棄してください(10月1日からは使用できません。)

### 保険証が届いたら、次のことを確認してください

- ●他の健康保険証と重複している人はいませんか
- ●加入者に漏れはありませんか
- ●転居・転出など住所を異動した人はいませんか
- ●学生用の保険証が交付されている世帯の方で、卒 業もしくは現在、在学中でない方はいませんか

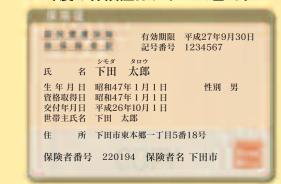
上記のいずれかに該当する場合は届出が必要になりますので、 国保年金係(窓口③)で手続きをしてください。

※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課の窓口 で更新していただく場合があります。

# 10月1日から 国民健康保険証が変わります

市民保健課国保年金係(窓口③) ☎203922

## 今度の保険証はクリーム色です



- 7 - 広報しもだ 2014.9月号 広報しもだ 2014.9月号 -6-